

全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会参加費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
第1条～第4条（略） （補助の条件） 第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）補助事業の内容の変更又は補助金額の増額をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。 第5条（2）～第9条（略） 附 則 1 この要綱は、平成22年4月20日から施行する。 2 この要綱は、<u>令和6年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号及び第7号並びに第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月26日から施行する。 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行う	第1条～第4条（略） （補助の条件） 第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）補助事業の内容の変更又は補助金額の<u>変更（20パーセント以内の減額及び経費の配分変更を除く。）</u>をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。 第5条（2）～第9条（略） 附 則 1 この要綱は、平成22年4月20日から施行する。 2 この要綱は、<u>令和3年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号及び第7号並びに第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月26日から施行する。 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行う

ことができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ことができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。